◎新潟県告示第891号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の２第３項の規定により、指定公金事務取扱者から変更の届出があったため、同条第４項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和８年11月20日

新潟県知事　　花　角　　英　世

１　指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地

名称　一般財団法人地域総合整備財団

事務所の所在地　東京都千代田区麹町四丁目８番１号

２　指定公金事務取扱者が受託している公金事務に係る歳入等又は歳出

地域総合整備資金の貸付けに係る支出事務及び徴収事務

３　変更事項　名称

（変更前）一般財団法人地域総合整備財団

（変更後）一般財団法人ふるさと財団

４　変更年月日

令和８年10月１日